

2025 南幌チャレンジシリーズ

2025 SEASON 大会特別規則書

本競技会は、本規則書により開催されます。

第1章 競技会開催に関する事項

第1条 競技会の名称

2024 南幌チャレンジシリーズ

第2条 競技種目

第1種競技車両によるスプリントレース

第3条 2021 南幌チャレンジシリーズ競技会のクラス区分

- ・ スポーツカート (MZ200)
- ・ YAMAHA SS クラス

第4条 開催日程と開催クラス

| | |
|-----|-----------|
| 第1戦 | 5月25日(日) |
| 第2戦 | 6月22日(日) |
| 第3戦 | 8月17日(日) |
| 第4戦 | 9月14日(日) |
| 第5戦 | 10月19日(日) |

※諸事情により急遽予定が変更になる場合には、HP上にてご案内いたします。

第5条 開催場所と大会事務局

南幌リバーサイドカートランド【全長727m、最大直線長120m】

〒069-2015

北海道空知郡南幌町南15線西夕張川河川敷地内

TEL: 011-600-6936

第6条 オーガナイザーの名称と所在地

主催 南幌カートスポーツクラブ

〒069-0236 北海道空知郡南幌町西町4丁目1-12

TEL: 011-600-6936

第7条 競技会組織委員会および審査委員会

大会公式通知にてご案内いたします。

第8条 競技会競技役員

大会公式通知にてご案内いたします。

参加要項を確認し、必要事項すべてを必ず記入のうえ、エントリー用紙の提出(期日まで)をお願い致します。(SNSを利用したエントリー申告も可とします) また、清算はレース当日の受付時をお願い致します。

第9条 公式通知に関する事項

本規則書に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する告知等、本規則発表後に生じた必要事項は、公式通知またはインフォメーション、アナウンスにて、迅速にご案内いたします。

第10条 大会の延期、中止または取り止め、および変更に関する事項

主催者は、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができます。大会の全部を中止、あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還されます。

なお、エントラントおよびドライバーは、これによって生じる損失について、主催者に抗議する権利を保有しません。さらに、主催者は大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとします。

第11条 競技会参加に関する事項

1) 受付期間 【基本；レース開催日1ヶ月前から期限まで】

| | 開催日 | 申し込み期間 |
|-----|--------|------------|
| 第1戦 | 5月25日 | ～5月18日(日) |
| 第2戦 | 6月22日 | ～6月15日(日) |
| 第3戦 | 8月17日 | ～8月10日(日) |
| 第4戦 | 9月14日 | ～9月7日(日) |
| 第5戦 | 10月19日 | ～10月12日(日) |
| | | |

3) 第17条 シリーズの参加料

エントリーフィーは各クラス以下の通りとします。 【表示価格は、税込みです】

スポーツカートクラス

12,000円

【決済方法】

1、現金

第12条 シリーズの参加定員

- 1) 各クラス、予選、決勝のフルグリッド台数は28台とします。
- 2) 参加台数が3台未満(2台)の場合、レースを不成立とします。
- 3) その他の処置または対応に関しては、公式通知に示されます。

第13条 シリーズの参加資格

1) ドライバー資格

『安全に楽しく完走すること』を目的として競技規則をまもること。

※マナーが悪い・イベント趣旨を理解できない方の参加は認められません。

※高校生以上の参加を認めます。

第14条 レース参加に必要なものと傷害保険への加入義務

- 1) 競技会参加に関する誓約書
- 2) 当該年度有効なスポーツ安全保険加ナンバーまたは、他の傷害保険加入会社 エントリー時に入力し、かつ、保険証はコピー持参してください
ピットクルー・メカニックの方も傷害保険加入を推奨いたします

注) SLライセンスがない方でも、SL スポーツ安全保険に加入することができます。

ただし、会員外料金となります

「スポーツ安全保険」とは財団法人スポーツ安全協会が、東京海上日動火災株式会社を幹事会社とする損害保険会社10社との間に、傷害保険を一括契約する補償制度です。

第15条 ピットクルー等のピットエリア入場規定

当該競技のサポートに入る前、アナウンスにて入場をコントロールします。
ダミーグリッド、作業エリア、コースは危険な場所です。

ピットクルー、メカニック作業員、エンタラントにおいては、施設内での事故等による傷害は、理由にかかわらず自己責任となります。施設内のルールを守っていただき、すべての方が危険な場所で作業していることをご承知おきください。

第16条 参加受理と参加拒否、誓約書への署名

- 1) 参加者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知されません。
- 2) 参加を受理後、参加を取り消す申込者に対しても参加料を支払わなければなりません。
- 3) エンタラント、ドライバー、ピット要員は参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければなりません。

第2章 競技に関する事項

第17条 参加車両

2025年本特別規則書の車両規定に従って開催されます。

第18条 自動計測装置「トランスポンダー」

- 1) 参加ドライバーは、オーガナイザーより貸し出された自動計測装置（トランスポンダー）を使用することとします。
トランスポンダーは競技終了後すみやかに返却してください。万が一破損、紛失した場合、1個につき**55,000円（税込）**をオーガナイザーまたは、計測器所有者へ支払っていただきます。
※高価な計測装置につき、ご理解いただきますようお願いいたします
- 2) 貸し出した自動計測器（トランスポンダー）に計測不良がおきた場合、レース中の交換可能な時間を判断し別な自動計測器（トランスポンダー）に交換します。
その場合もゼッケン番号に変更はありません。
- 3) 自動計測器（トランスポンダー）の配布は選手受付時におこないます。
また、貸出した自動計測器（トランスポンダー）のは、決勝ヒート終了後にパルクフェルメで回収します。 ※マイホルダーの方は機器のみ返却してください

第19条 車載カメラについて

レース時に車載カメラを搭載希望の場合、公式車検時に「**車載カメラを取り付けた状態で車検を受けてください。**

車検長が安全を確認し取付を認めたものであること。

車載カメラを取り付ける場合、撮影した画像はあくまでも個人が楽しむものであると同時に、主催者側から車載カメラ映像を競技判定資料として、提出していただく場合があります。この場合、大会審査委員会側が画像を確認できた場合のみ撮影画像を判定資料とします。

【注意】

カメラ本体は、ボルト、ナット（推奨 M5mm 以上）等でしっかり固定しゼッケンナンバースペースを隠さず、安易に脱落しないように強固に固定をお願いします。

競技中の脱落があった場合ペナルティの対象となります。

また、特殊な小さいカメラを取り付ける場合、事前に大会審査委員会までご確認 お願いします。不備があった場合取り外しをお願いする場合があります。

『車載カメラ規定』

- 車載カメラの**車検確認（車検長が安全を確認）をせずに**競技に参加した場合、当該ヒート失格とします。
- 競技中、取り付けの不具合により車載カメラが脱落した場合、当該ヒート失格
- 事故等によって、車載カメラが脱落した場合、審議対象

第20条 競技番号の指定（ゼッケン）

カート車両の前後およびサイドボックス両側に取り付けることとします。

※ベースサイズ 縦17cm 以上、数字 縦15cm 以上

選手各自でご準備ください。既製品や自己作成可とします。

- 1) 黄色ベースに黒文字とし、数字の形に制限はありませんが見やすいもの
- 2) とします。
- 3) 各クラスのゼッケンは、1番から99番の範囲といたします。

第21条 ブリーフィング【ドライバーズミーティング】

参加ドライバーおよびエントラントは、必ずドライバーブリーフィングに参加しなくてはなりません。ブリーフィングに参加しない場合は、ペナルティの対象となります。

第22条 ダミーグリッド関連

参加ドライバーはタイムスケジュールに準じ、指定のダミーグリッドにて出走準備をしなければなりません。ダミーグリッドに整列した後は、メカニック作業は禁止され、部品の交換、給油、ケミカル用品の使用等も禁止されます。

これに違反した場合、出走を取り消されその競技に参加することは出来ません。

【ダミーグリッドの場所】

- 1) タイムトライアル時は、1コーナー進入口手前のパドックスペース付近に設置します
- 2) 決勝レース時は、ホームストレート上をスターティンググリッドとして使用します。

※タイムスケジュールが大幅に遅れた場合は、ダミーグリッドからのスタートになる場合があります

【注意事項】

ダミーグリッドに入った後に工具を使った作業を行う場合は、進行委員または技術委員にその旨を説明し、指定された場所のみ作業が認められます。

急激な天候変化の場合、ダミーグリッドでタイヤ交換を認める場合があります。

第23条 エンジン暖気

パドック内ではエンジンの始動チェックのみが行えます。

パドック内でのエンジンの暖気運転、から吹かしは禁止されています。

エンジンを暖気運転する場合、指定の暖気エリアにて競技委員指示の元、暖気運転やから吹かしを行えます。

エンジン暖気に関する違反はペナルティの対象となります。

第24条 レース方式

レースは、タイムトライアル、予選レース、決勝レースとし順位を決定します。

レース方式の詳細は公式通知で発表します。

第25条 公式練習

すべてのドライバーは公式練習に参加しなければなりません。またピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められます。ピットインおよびピットエリア作業は認められます。

【公式練習からの流れ】

公式練習を10分間行います。コース上にカートが出られない場合は公式練習参加義務違反として、ペナルティの対象となります。

ただし、コースに入ろうとしたが、車両やエンジンの不具合によって出走できず、そのまま公式練習が終わった場合は出走扱いとします。

※公式練習に参加する意思がない場合は、レース除外となります

※交通事情等によって公式練習時間に到着出来なかった場合、事前に連絡があった場合に限り競技参加が認められる場合があります。

ただしタイムトライアル出走前までとなり、大会審査委員会の許可が必要となります。

第26条 タイムトライアル

- 1) すべてのドライバーは、公式通知に記載された時間内でタイムトライアルに参加しなければなりません。

タイムトライアルに参加しない場合はノータイムとなり、予選ヒートは最後尾からスタートとなります。

2) タイムトライアルは以下の方法で行います。

(1) [タイムトライアル **5分間** 計測]

公式練習とタイムトライアルを連続してセッションを行います。

5分間のタイムトライアル計測を行い、その時間内でのベストタイムを成績とします。

※競技方式の変更やその他の方式で行う場合は、公式通知にて発表します。

3) 時間内であればドライバーは自由にコースインすることができ、ドライバー交代のためにピットインすることができます。

4) 計測は、コースイン後にスタートラインを通過したカートに対して、全てのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用します。

①義務周回数は定めません。

②記録したベストタイムが同タイムの場合は、当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用します。更に同タイムとなった場合は、サードラップで決定いたします。

③計測が出来なかった車両についてはノータイムとし、最後尾グリッドよりスタートとなります。複数台の車両がある場合は、ゼッケン順に配列されます。

④タイムトライアルが何らかの理由により中断された場合、残り時間分のタイムトライアルを再開します。再タイムトライアルの時間は、大会審査委員会が変更する場合があります。

6) タイムトライアル中、計測機トラブルによってラップタイムが計測できない事態がおきた時、計時による手計測のタイムデータまたは、参加者自身のカートに搭載されているデータロガーのタイムを採用する場合があります。

7) その他の方法でタイムトライアル行う場合は公式通知に示されます。

第27条 決勝レース

1) グリッドは、予選レースの成績順によって決定されます。

第28条 スタート

決勝レースのスタート方式はスタンディングスタートとします。

公式練習、タイムトライアルはダミーグリッドからコースインとなります。決勝レースは、合図が出てからコース内に進入し、進行方法に向かって指示された場所を先頭に隊列を並べます。

また、車両をグリッドに置いたあとはコース内からカートスタンドを速やかにピットエリアに移動してください。サポートとしてコース内に残ることができるのは、登録ピットクルーのみとなります。

第29条

第30条 その他競技に関する注意事項

- 1) ドライバーは、危険回避義務があることを十分に理解しなければなりません。
- 2) 停止車両がドライバー自身によって、再スタートならびに車両移動ができないと判断された場合、オフィシャルの手によって安全な場所に車両を移動する場合があります。
この場合、通常はレースリタイヤとなり当該競技が終了します。
また、危険地帯での停止や多重クラッシュによる車両の重なり等をオフィシャルが手を貸し救済補助する場合があります。このあとレースに一旦戻れたとしても、安全を優先し補助したので競技委員の判断により排除される場合があります。基本原則は、公式練習、タイムトライアルおよびレース中にスピン等で車両が停止した場合は、他を妨害することなく後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合のみレースに復帰できるものとします。
復帰するための最小限の方向転換は認められます。
- 3) ピットインする場合はピットロードを必ず徐行しなければなりません。徐行を怠った場合や危険な走行はペナルティを課せられる場合があります。
また、**ドライバー交代時には必ずピット指定エリア内でストップし、エンジンを停止しなければなりません。ドライバーが乗車後にエンジンの再始動をしなければいけません。**
ピットエリア外やパドックおよびパルクフェルメ(計量場)に入った場合はレースリタイヤとなります。
- 4) ピットサインが出せる場所は、指定されたサインエリアのみとします。ピットサインエリア外でサインを出す行為をするとペナルティの対象となります。

指定のピットサインエリアに関しては公式通知にて発表いたします。

- 5) ショートカットはオフィシャルの指示がない限り禁止となります。ショートカットをした場合、ペナルティの対象とします。ショートカットについての解釈は、走路でない場所を走行したドライバーが、その行為により有利になる状態が発生した場合を示します。
- 6) レースを終えたカートは、車検場で車両検査、計量をおこない、車両の適合、不適合を大会審査委員または車検委員が審議し判断します。
- 7) 悪天候やレース進行上のトラブルによりクラス出走順を入れ替える場合があります。また赤旗によりレース中断した場合も同様の措置をとる場合があります。

第31条 ドライバーの装備品

- 1) レーシングスーツとフルフェイスヘルメット レーシングスーツはC I K / F I A (FMK) 公認またはJ A F 公認のレーシングスーツ着用を推奨します。つなぎタイプの服装は認めますが、長袖、長ズボンは認められません。

※装備品は、汚れ、ほつれ、穴の開いていない清潔なものとします。

ヘルメットは規格公認品を使用し、保護の役割を果たさないと判断した場合や著しく損傷しているものは使用不可とします。

また、使用年数が10年を越えるものは推奨できません。

- 2) 捨てバイザーの使用は認められますが、コース上に投げ捨てることは一切禁止とします。投げ捨てた場合はペナルティとなります。

また走行中に、シールドや捨てバイザーが外れかけている場合でも、オフィシャルが危険と判断した場合は、オレンジボールの対象となりますので、ご注意ください

第32条 信号旗

「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第3章に従ってください。競技旗やその他の合図は基本ホームストレートのメインポストにて、ホームストレート側、4コーナー手前ストレート側で提示します。

その他の競技旗は、各コーナーポストで競技委員が提示します。それ以外の方法を取り入れる場合は、公式通知で発表します。

1) 『緑旗』

(1) ダミーグリッドからのスタート合図は緑旗（グリーンフラッグ）を用います。

2) 『白黒旗』

以下の場合、対象ドライバーに対し積極的に白黒旗が提示されます。

- (1) ローリングスピード落とさないドライバー
- (2) ローリング隊列の自己ポジションを無視して乱すドライバー
- (3) 走行マナーが悪く、非スポーツマン的行為をして競技を乱すドライバー
- (4) スタート後に、同じドライバーが白黒旗の対象になるような行為を重複して行なった場合そのヒートで白黒旗累積2回になり黒旗が提示され失格となります。

※白黒旗は、その他のヒートには累積されません。

3) 『オレンジボール旗』

競技中に、車両装備品の脱落や不具合発生またはドライバーの安全装備品に不具合やその装備品に脱落が発生した場合などに対し、ピットエリアに戻りその箇所を修復し、競技に戻りなさいという状況で運用します。

修復出来ない場合、ピットエリアで競技を終了しなくてはなりません。

また競技残り僅かな周回や最終ラップの場合、競技中のアクシデントによる車両装備品の脱落や不具合が発生したとしてもオレンジボール旗を提示出来ない場合があります。

※大会審査委員の審議とペナルティカタログに準じペナルティを判定します。

4) 競技中に、吸気、排気装置にトラブル・脱落が発生した場合、ただちに安全な場所へ停止するかパドックに入って競技を終了しなくてはなりません。

競技を続行している場合、そのドライバーに黒旗の提示を行い競技を強制終了させます。 ※ただし、安全上問題がある場合は、その限りではありません

注) 安全上問題がある場合、オレンジボール旗で修理させる場合もあります

5) 『黒旗』

悪質または危険、ドライバーマナーやモラルの欠如したルール違反の参加ドライバーに対し提示されます。レースを直ちに終了しなさいという意味で、対象ドライバーはピットイン後に競技長の元に出頭しなければなりません。

第33条 レースの中断

1) 「JAF国内カート競技規則」カート競技運営に関する規定第9章第35条「レースの中断」に準じ、赤旗提示の場合ドライバーは直ちに速度を落とし、レースを中断するため追い越しをせず、オフィシャル指示に従い停止できる体制でピットロードに進み、タワー手前で一列に並んで停止します。停止中のカートはエンジンをかけたままその場で待機します。

ピットロードにすべての車両が整列したことを確認した競技長より、コース内のカートの回収が指示されますので、ドライバー、ピットクルー、エントラントは直ちに車両の回収をして下さい。

修復が必要になったカートはピットエリアで修理し、レースに復帰できる場合があります。

- 3) 赤旗によって競技中断となった場合、メカニック作業（プラグ交換）やドライバー交代はできません。この場合、再スタートの指示が出たら、そのまま徐行でピットロードからコースインしてください。この場合、4コーナまでは追い越し禁止とします。
- 4) 回収、修理を終えてコースに復帰したカートは、ドライバー交代義務を消化したものとします。（ワンピットとして）

第34条 ピットクルーおよびピットエリア、パドック

- 1) ピット内およびピット前作業エリア（ピットエリア）で作業できるのは当該クラスに出場しているドライバーと登録されたピットクルーとします。

ピット作業エリアはコントロールタワーからダミーグリッドまでのピットロードわきとする。

- 2) コース内での回収作業、グリッド上でのスタート補佐などは、登録されたメカニック およびピットクルーとドライバーのみとします。
- 3) ピットクルーの行為については、ドライバーに直接責任がある

ものとします。ピットクルーによる規則の違反で、対象ドライバーに黒旗を提示することがあります。

- 4) パドックエリアにおいて火気および発火物の使用は禁止されます。
- 5) ピットロードはスルー通過できません。（ペナルティの対象となります）
- 6) 赤旗によって再スタートまでの時間内にメカニック作業や給油を行う場合、競技長の指示の元、必ずピットエリアにおいてのみ、その作業が認められます。
- 7) ドライバー交代エリアを設けます、ドライバー交代は必ずこのスペースでカート停止後にエンジンを止めてからドライバーの交代とします。エンジンをかけるのはドライバーが乗車後とします。ドライバー交代エリアはドライバーズブリーフィングに発表します。

第35条 給油

レース中の給油は禁止とします。

赤旗中断等による緊急時、再走行準備のため給油する場合は競技長から許可が出たあとアナウンスによって給油が認められる場合があります。給油が出来る場所はピットエリアのみとなります。

第36条 燃料（ガソリン）の指定

ガソリンスタンド計量器から販売されている『一般市販のガソリン』を使用しなければなりません。

第37条 レース終了

- 1) レース着順1位のドライバーがフィニッシュライン通過後2分以内にカートが同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られます。
- 2) 先頭車両にチェッカーフラッグが提示された時点で、ピットロード出口はクローズとなりピットエリアにとどまっているカートは再度コースイン認められません。
- 3) 車両を押してチェッカーフラッグを受けることは認められません。
- 4) レース終了後のダブルチェッカーは嚴重警告となります。

第38条 順位の設定

レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定されます。

(1)完走者（チェッカーを受けたドライバーで車検を通過したドライバー）

(2)完走者（チェッカーを受けていないドライバーで、車検を通過したドライバー）

(3)不完走者※DNF（完走扱いにはならないが、車検を通過したドライバー）

(4)不出走者※DNS（順位はつかず、リザルトには掲載される、出走する意思はあったが結果、出走できなかった選手）

(5)失格者※DQ（順位はつかず、リザルトには掲載されます） ※上記対象者が複数の場合は、ゼッケン順で並べます。

※ペナルティ対象の選手がDNF選手より順位が下回る場合は、DNF選手を優先とします

第39条 車両保管および公式車両検査

車両 検査が行われます。

- 1) 公式車検の日時および場所は公式通知にて通知します。
- 2) 各ヒート終了時には必備部品が備わっているものとします。
- 3) レース終了後は、指定車両に対し車両保管および再車両検査を行います。
- 4) 車両保管の時間は決勝レース終了後30分以上とし、所定の場所で行われます。保管中は技術委員の指示があるまでは保管カートに一切触れてはなりません。
- 5) 車両保管解除後は、車両をすみやかに引き上げなければなりません。
- 6) 技術委員長は、スタートした全ての車両に対して検査を行なう権限を持ち、技術委員長より検査の指示があった場合は、参加者もしくは登録されたピットクルーが責任を持って、車両やエンジンの分解および組み立てを行うこととします。
また、関係役員、エントラントおよびドライバー、登録されたピットクルー以外は検査に立ち会うことはできません。
車検対象車両やエンジンの検査終了後は、すみやかにエンジン、部品、工具類など一式を必ず引き上げなくてはなりません。

8) 本条項の検査に応じない場合は失格とします。

第3章 ペナルティ〔罰則〕に関する事項

第40条 ペナルティー

- 1) 2025年 競技規則に基づく危険・反則行為に対しペナルティを課します。
ペナルティの判断は競技長や審査委員長（大会審査委員会含む）によって国内格式競技罰則などにに基づき決定されるものとします。
- 2) ドライバーサインを怠ったドライバーやドライバーマナーを厳守していないドライバーに対し注意、警告とする場合があります。
- 3) 競技会中の反則行為について、ドライバーを停止させることなくペナルティを課す場合があります。

第41条 その他一般事項

- 1) 変更事項が生じた場合は公式通知にて通知します。
- 2) オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期、中止する事ができます。
なおエンタラント、ドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を有しません。
さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限もあわせて保有するものとします。これに対する抗議は認められません。

3) パドック、ピット、ピットエリア内での火気の使用は禁止されます。
※施設の告知や注意事項を守ってください。また、ゴミの不法投棄をした場合は施設内に投棄したすべてのゴミを必ず後日でも処理していただきます。

4) 施設敷地内喫煙は禁止されます。

5) 使用するピット・パドックは主催者側で指定させていただきます。

第42条 審判員〔競技オフィシャル〕

- 1) 審判員〔競技委員〕の氏名は、公式プログラムもしくは、公式通知で示されます。

第4章 抗議、暴力等に関する事項

第43条 抗議

- 1) 一切の抗議は受け付けません。
- 2) エンタラント(ショップ)及びドライバーの遵守事項
(1)エンタラントは自己の係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有します。
(2)エンタラント、ドライバー及びピットクルーは本特別規則の下で開催される競技会中に生じた事態についてコースの所有者、主催者とその関係者及び大会役員に対していかなる責任も追及できません。
- 3) エンタラント、ドライバー及びピットクルーは、競技委員やレースジャッジに対し、スポーツマンらしからぬ行為や不謹慎な言葉遣い、暴言、威圧、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とします。※施設退去の場合もあります
- 4) 競技会場での言葉による脅しや侮辱、威圧、暴力行為をした場合、当該競技会失格または施設から退去していただきます。

主に、選手に対しての暴力（特に子供へ）選手間同士の暴力は目に余る物がありますので人道的な対応を心より願いたします。

- 5) 主催者や大会審査委員、選手間に対して、SNS 等で誹謗中傷、侮辱をした場合、 競技会の参加を取り消す場合やエントリーの拒否をする場合があります。7) 規則の解釈、本規則ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものといたします。

第5章 賞典およびシリーズに関する事項

第44条 賞典と副賞（各賞典内容は変更になる場合があります）

- 1) 決勝の順位によって賞典対象を決定します。
- 2) 賞典はドライバーに対して行われます。
- 3) 内容は全クラス、次のように定めます。

| | |
|------|------|
| 1位 | 楯と副賞 |
| 2位 | 楯と副賞 |
| 3位 | 楯と副賞 |
| 4位以下 | 副賞 |
| | |

第45条 シリーズポイント

- 1) シリーズポイント（与えられる得点は次頁表を適用します）は、レース完走車両（車両検査で適合を受けた車両）の、各決勝レースに走行したドラ

イバーのみに与えられ、不完走車、失格車および不出走車には与えられません。

- 2) 第1レースにおいて、ポールポジションの車両のレース乗車ドライバーに3ポイントが加算されます。

ただし対象車両が適合車両、エンジンでなかった場合は、付与されません。

注) 最終戦の PP ポイントは、3 ポイントです。1.2 倍にはなりません。

- 3) 出場者には、枚戦2ポイント加算します。
- 4) 最終戦出場車両には、ボーナスポイントとして、獲得ポイントを1.2倍加算します。
- 5) シリーズ戦ポイントは、開催大会数ポイントを有効とします。
- 6) 獲得ポイントが同一の場合は、以下の順で決定いたします。
 - (1) 上位入賞回数の多い者。
 - (2) ポイント、上位入賞回数と同じ場合は、最終戦の成績が上位の者。
 - (3) 出場回数が多い者。

[通常のシリーズポイント表]

| 順位 | ポイント | 順位 | ポイント | 順位 | ポイント |
|----|------|----|------|----|------|
| 1 | 25 | 8 | 13 | 15 | 6 |

| | | | | | |
|---|-----|----|-----|----|---|
| 2 | 2 2 | 9 | 1 2 | 16 | 5 |
| 3 | 2 0 | 10 | 1 1 | 17 | 4 |
| 4 | 1 8 | 11 | 1 0 | 18 | 3 |
| 5 | 1 6 | 12 | 9 | 19 | 2 |
| 6 | 1 5 | 13 | 8 | 20 | 1 |
| 7 | 1 4 | 14 | 7 | | |

7) 最終戦は、以下の表の通り決勝成績の獲得ポイントを1.2倍とします。

[最終戦のシリーズポイント表]

| 順位 | ポイント | 順位 | ポイント | 順位 | ポイント |
|----|-----------|----|-----------|----|------|
| 1 | 3 0 | 8 | 1 5. 6 | 15 | 7. 2 |
| 2 | 2 6. 4 | 9 | 1 4. 4 | 16 | 6 |
| 3 | 2 4 | 10 | 1 3. 2 | 17 | 4. 8 |
| 4 | 2 1. 6 | 11 | 1 2 | 18 | 3. 6 |
| 5 | 1 9. 2 | 12 | 1 0. 8 | 19 | 2. 4 |
| 6 | 1 8 | 13 | 9. 6 | 20 | 1. 2 |
| 7 | 1 6. 8 | 14 | 8. 4 | | |

8) 南幌シリーズポイント累計は、最終戦終了時に集計し、総合の獲得ポイント順によってシリーズチャンピオンが決定されます。

第46条 シリーズの成立とシリーズ賞典

- 1) シリーズの成立
4大会の開催でシリーズ成立とします。
- 2) シリーズ賞典；正賞
シリーズランキング1位～3位までに、シリーズ賞が与えられます。
- 3) 副賞
シリーズチャンピオン：チャンピオン盾を贈呈
シリーズ2位から3位：シリーズ入賞品と記念の盾を贈呈

※賞典内容はシリーズの参加台数などによって変更する場合があります。

第6章 広告に関する事項

第47条 競技と広告について

- 1) ナンバープレートに広告を表示することは認められません。
- 2) 広告（スポンサーステッカー、協賛等のロゴ）については車両検査までに取り付けてください。

3) オーガナイザーは次の者に対し抹消する権限を有しドライバーはこれを否定することはできません。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 政治、宗教に関連したもの
- (3) 本競技会と関係するスポンサーと競合するもの

第48条 肖像権および個人情報に関する事項

1) 肖像権

主催者、共催者、およびこれらの指定した第三者は、参加者の写真その他の肖像、参加車両の写真、デジタル画像、音声、映像等を Web-site、報道、放送、出版等に用いることができます。

2) 個人情報

レース並びに共催者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、レースイベント参加者の個人的情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

【業務内容】 レースイベントの受付、レースイベントのプログラム作成、レースイベントの状況撮影、レースイベントのリザルト（成績表）作成、保険加入有無の確認、その他、レースイベントを円滑に行うことができる業務およびこれらに付随する業務。

【利用目的】

- 1) レースイベント事務手続きを行うため
- 2) レースイベント参加者の個人成績を公表するため
- 3) レースイベント内容を、ホームページやその他の SNS で情報を公開するため
- 4) レースイベントの状況動画や画像配信をおこなうため

- 5) レースイベント中に事故があった場合、関係各所にて保険処理をおこなうため

第7章 その他に関する事項

第49条 損害補償

1. すべての参加者は、自己の過失により、施設の器材、計測器等、その他諸々に損害を与えた場合は、その損害について責任を負うこととします。
2. 主催者および大会役員の業務遂行により起きたドライバーおよびピット要員の死亡、負傷および車両の損害に対して南幌町、主催、共済、後援、協力、協賛するものおよび大会役員は一切の補償責任を負わないものとします。

第50条 本規則書の解釈

本規則書ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとみなします。

第51条 本規則書に記載されていない事項

本規則書に記載されていない事項は2025年 J A F（日本自動車連盟）国内競技

則と、2025年本大会特別規則書によります。

第8章 カートに関する事項

第52条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録関連

競技に使用するタイヤはMOJO D1、レインタイヤはMOJO W5とします。

第53条 エンジンとエンジン交換規定

- 1) 使用するエンジンはYAMAHA MZ200 メーカー純正仕様エンジンで、補器類含めてすべて純正品を使用したものであること。
- 2) 公式練習後やその他のヒート後にエンジン交換が生じた場合、技術委員にエンジン交換申請後、別なエンジンを1大会1回のみ追加することが可能です。
- 3) エンジン検査対象となるドライバーが、交換したエンジンまたはシェアエンジンでレースを終了した場合、交換した登録エンジン、シェアエンジン、使用部品すべてが車検対象となります
- 4) エンジンの交換申請は、次出走ヒートのスタート20分前までとします。

第54条 カート

カート車両は本特別規則書技術規定に合致した車両であることとします。

指摘された不具合が修復できない場合は競技に参加できません。

第55条 シャシー規定

- 1) 競技中の事故等によって登録したシャシーが使用不能になった場合に限り、未登録のシャシーに交換し次のヒートに参加することが出来ます。ただし、下記の要項を満たすこととします。

①車検長が走行不能または、修理不能と判定した場合

②次の出走予定ヒートに間に合う場合

※出走時間に遅延した場合、参加は認められず、DNSとなります

第56条 タイヤ

レース当日、路面コンディションが微妙で、ドライかウエットタイヤを使用するか の判断に迷う意場合、どちらの登録タイヤを使用するかは、エントラント、選手の判断任せの場合と、間違いなくウエットタイヤを使用する路面コンディションの場合、主催者側より、スタートに間に合うよう30分前をめどに使用タイヤのコンパウンドをアナウンスします。

第57条 最低重量

145 kg

第58条 インテークサイレンサー

ウエットコンディションで、吸気口の雨カバーやインテークサイレンサー周辺の雨進入防止板を装着する場合ウエットタイヤ装着時限定となります。ウエットタイヤを装着していない時に同様のものが車体に取り付けられていたことが判明した場合、車両不具合となり車両違反の対象となります

第59条 外装品・タイヤ位置規定

第61条 ブレーキ

フットペダルにより両方のリアホイールに同時かつ有効に作動しなければなりません。

第62条 テレコミュニケーション

コース上のドライバーとそれ以外の者との間で連絡ができるテレコミュニケーション（遠隔通話装置、無線装置など）の使用は認められません。

64条 緊急医療機関に関して

本大会において、緊急時の搬送病院を以下の通りとします。

前後輪ともカウル等の外装品とリアプロテクション（過去に公認取得済みのものに関しても使用可能）の装着を義務付けます。

第60条 フロントフェアリング規定

車両に取り付ける外装品は、過去に公認取得済みのものが使用可能です。取り付ける際の加工や改造は禁止されます。

第63条 空力装置、補強部品、安全ガード、一般市販オプション品

※取り付け方法、使用許可品は、2025年 JAF規則に準じます。

第10章 傷害保険

ドライバー傷害保険

競技に参加する者は、JAF国内カート競技規則 第11章第34条に定める傷害保険に、加入しなくてはなりません。〔2013年より加入が必要になりました〕

※スポーツ安全保険加入が義務付けられます。

注) その他一般の傷害保険加入でも、保障の適用が証明されれば可。

1. 保険金の補償額に関する事項

ドライバーは、死亡・後遺症傷害保障1,000万円以上の保障額があること

またドライバーは、入院保障額4,000円／日以上、通院保障額1,500円／日以上を確約できる保険であることとなります。

※走行していないピットクルー・メカニックも保険加入を推奨します。

ご不明な点に関しては、レースイベント主催者[オーガナイザー]までお問い合わせください。